

船舶事故調査報告書

令和5年9月1日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年6月11日 07時20分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市横須賀港第4区 横須賀港東北防波堤東灯台から真方位106° 1,420m付近 (概位 北緯35° 18.9′ 東経139° 41.4′)
事故の概要	遊漁船第三あさなぎは、南東進中、また、プレジャーボート純徳丸3号は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年6月14日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 第三あさなぎ、12トン 235-20011 神奈川、個人所有 B プレジャーボート 純徳丸3号、0.6トン 240-60458 神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部外板に亀裂等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客20人を乗せ、遊漁の目的で、神奈川県三浦市 鋸 埼東方沖に向け、神奈川県横浜市金沢漁港を出港した。 船長Aは、船体ほぼ中央にある操舵室において、同室前面中央の舵輪の前にある操縦席に腰を掛け、手動操舵により、約15ノットの対地速力で東進して横須賀港第4区に入った。 船長Aは、右舷船首方を見渡したところ、航行の支障となる船舶はいないと思い、横須賀港東防波堤の北方沖で右転して南東進を始めた。 A船は、操舵室前面中央の窓枠及び船首甲板に立っていた釣り客によって船首方に死角が生じていた。 船長Aは、ふと身体を動かした際、船首方至近にB船がいることに気付いてとっさに左舵を取ったものの、A船の右舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。 B船は、和船型の小型船舶で、船長Bが1人で乗り組み、釣りの目

	<p>的で、横須賀港第4区の釣り場に向け、神奈川県平潟湾の定係地を出発し、釣り場に到着して主機を停止し、船首を北西方に向けて漂泊を始めた。</p> <p>船長Bは、船首甲板で木箱に腰を掛け、左舷側を向いて釣りを始めたのち、船首方約1.6MにB船に向かって南東進するA船を認め、A船との距離が船首方約1,400mとなったとき、A船の方位に変化がなかったが、ふだんから航行する小型船舶が漂泊中の自船を避けていたので、南東進するA船が自船を避けると思い、A船から目を離し、釣りを続けた。</p> <p>船長Bは、新しい仕掛けの効果が気になり、竿先に意識を向けて釣りを続けていたところ、機関音が聞こえて船首方向き、A船が至近となっていることに気付いて危険を感じ、声を上げながら船尾に移動したところで、B船とA船とが衝突した。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、南東進中、船長Aが、操舵室前面中央の窓枠及び船首甲板に立っていた釣り客によって船首方に死角が生じていた状況で、航行の支障になる船舶はいないと思い、同じ針路で航行を続けたことから、船首方にいるB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊中、船長Bが、船首方約1.6MにB船に向かって南東進するA船を認めたのち、A船が自船を避けてくれると思い、A船から目を離して釣りを続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が南東進中、B船が漂泊中、船長Aが、船首方に死角が生じていた状況で、航行の支障になる船舶はいないと思い、同じ針路で航行を続け、また、船長Bが、船首方にB船に向かって南東進するA船を認めたものの、A船が自船を避けてくれると思い、A船から目を離して釣りを続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の操縦者は、船首方に死角が生じている場合、身体を移動したり、船舶の進路を僅かに変更したりするなどして、死角を補う見張りを行うこと。 ・ 小型船舶の操縦者は、漂泊中に接近する他船を認めた場合、航行中の船舶が自船を避けてくれると思わず、早期に主機及び舵を操作できるように準備し、常時適切な見張りを行うこと。 ・ 小型船舶の操縦者は、航行中に船首甲板に乗船者を立たせないことが望ましい。